

令和 8 年度 狩猟者登録の取扱いについて

山梨県内に住所を保有する方の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとする。

1 受付期間

令和 8 年 10 月 1 日から開始する（土日祝日は除く）。

ただし、10 月 15 日までに書類の到着がない場合は、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。

2 提出書類等

No.	提出書類	部数
1	狩猟者登録申請書（別紙 2）（ <u>写真 1 枚を貼付すること</u> ）	1 部
2	3 千万円以上の損害賠償保険に係る証明書（当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、若しくはハンター保険等の被保険者であることの証明書（付保証明書））又は資産に関する証明書	1 部
3	写真 ○縦 3. 0 センチメートル×横 2. 4 センチメートルの縁なしで無背景（薄い色）のもの。 ○申請日前 6 か月以内に撮影されたもの。 ○無帽で正面を向いた、上三分身（胸から上）が写っているもの。 ○写真の裏面には、申請者の氏名及び撮影年月日を記載すること。 ○写真は同一のものを 2 枚とし、1 枚は狩猟者登録申請書（別紙 2）の所定の位置に貼付すること（1 枚は狩猟者登録証に使用します）。 ※次のいずれかに該当する場合には、申請を受理できないことがあるので、注意すること。 ・指定した大きさと異なる写真 ・鮮明でない写真 ・サングラスを着用した写真 ・デジタルカメラで撮影し印画紙でない用紙に印刷した写真	2 枚

3 書類提出先

住所地を所管する林務環境事務所ごとに行います。

所属	住所・TEL	備考
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 TEL：0551-23-3087	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 TEL：0553-20-2720	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1 TEL：055-240-4140	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 TEL：0554-45-7810	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類

(1) 対象鳥獣捕獲員である場合

山梨県内の市町村長が指名又は任命する対象鳥獣捕獲員であり、対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録する場合は、当該市町村長が発行する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書（別紙3）を添付すること。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し

② 鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が作成する認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（別紙4）

③ 当該認定鳥獣捕獲等事業の委託契約書の写し等の認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（申請前1年以内に山梨県内の区域内において実施されたものに限る）

④ 当該事業に従事した際の従事者証の写し（有効期間、捕獲等の目的・区域等が上記③の事業に対応したもので、目的については鳥獣の管理に係るものに限る）

(3) 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けてその捕獲等を行った場合※

申請前1年以内の許可捕獲従事実績の直近の狩猟期間で既に当該実績を要件として軽減税率の適用を受けていないこと。

① 許可証（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、山梨県知事の管轄する区域を対象とするもの）の写し（やむを得ない事情により写しが提出できない場合、許可した者が許可証の内容を証明する書面（様式2の1））

② 許可証の「報告欄」等の捕獲等の結果（捕獲等の年月日、場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記載した書面

(4) 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者としてその捕獲等を行った場合※

申請前1年以内の許可捕獲従事実績の直近の狩猟期間で既に当該実績を要件として軽減税率の適用を受けていないこと。

- ① 従事者証（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、山梨県の知事の管轄する区域を対象とするもの）の写し（やむを得ない事情により写しが提出できない場合、許可した者が従事者証の内容を証明する書面（様式2の2））
- ② 当該許可を受けた者が証明する従事者証に基づく捕獲等の結果（捕獲等の年月日、場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記載した書面（様式3））

※ (3)、(4) の場合については、許可の区域が山梨県内を含む場合に限る。許可の目的は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る（特定管理計画に基づく数の調整も含む）。

5 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

ア 第一種銃猟 16,500円

ただし、当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない者であり、次の①から③までのいずれかに該当し、住所地の市町村長が証明する都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者であることの証明書（様式1）を添付した者にあつては、11,000円

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族でないこと。
- ② 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族であること。
- ③ 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族であり、農業、水産業又は林業に従事していること。

イ 第二種銃猟 5,500円

ウ 網猟及びわな猟 8,200円

ただし、当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない者であり、次の①から③までのいずれかに該当し、住所地の市町村長の証明書（様式1）を添付した者にあつては、5,500円

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族でないこと。
- ② 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族であること。
- ③ 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族であり、農業、水産業又は林業に従事していること。

エ 対象鳥獣捕獲員である者（令和9年3月31日までの登録に限る）
課税免除とする。

オ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者（令和9年3月31日までの登録に限る）
課税免除とする。

カ 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者（令和9年3月31日までの登録に限る）※

- ・アの区分の者は、8, 200円、アのただし書きに該当する者は、5, 500円
- ・イの区分の者は、2, 700円
- ・ウの区分の者は、4, 100円、ウのただし書きに該当する者は、2, 700円

※ 許可の区域が山梨県内を含む場合に限る。許可の目的は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る（特定管理計画に基づく数の調整も含む）。

(2) 狩猟者登録手数料

1, 800円

6 狩猟税・狩猟者登録手数料の納入方法

山梨県猟友会で一括して申請する場合は、その指示に従うこと。

個人で申請を行う場合は、レジ設置窓口で納付連絡票を見せて手数料を納付し、発行される納付済証の狩猟税分を「狩猟税納付書」（別紙1）下部の余白部分に、狩猟者登録手数料分は「狩猟者登録申請書」（第8号様式）下部の余白部分に貼付する。

7 登録証の交付

狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、各林務環境事務所にて交付する。

なお、希望者には狩猟者登録証は郵便で、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、宅配便（着払い）で送付する。

8 その他

- (1) 申請手続きは、できるだけ山梨県猟友会で一括して申請すること。
- (2) 上記(1)によらず、個人で申請を行う場合は、上記6の方法により狩猟税及び狩猟者登録手数料を納付すること。
- (3) 登録証の交付は受付順に行うので、受付当日の発行は行わない。
- (4) 申請書類不備（必要事項の記入漏れ、証明漏れ、不適切と判断される写真の貼付等）により登録証の発行ができない場合もあるので、十分に確認して提出すること。
- (5) 申請者は、連絡先の電話番号を必ず記入すること。

(別紙 1) 山梨県県税条例施行規則

第 1 4 3 号様式の 2 (第 63 条の 2 関係)

年度 狩猟税納付書				
納税者				納税済印押印欄
ふりがな 氏名				
住所				
電話番号				
納付額				
第 1 種銃猟免許		網猟免許 わな猟免許		第 2 種銃猟免許
① ②以外の者	② 道府県民 税又は都民 税の所得割 額の納付を 要しない一 定の者	① ②以外の者	② 道府県民 税又は都民 税の所得割 額の納付を 要しない一 定の者	
1 山梨県県税条例第 169 条第 1 項に該当(同条第 2 項に非該当)する者				
16,500 円	11,000 円	8,200 円	5,500 円	5,500 円
2 1のうち山梨県県税条例附則第 12 条の 16 の 3 第 1 項又は第 2 項に該当する者				
8,200 円	5,500 円	4,100 円	2,700 円	2,700 円
3 山梨県県税条例第 169 条第 2 項第 1 号に該当する者				
4,100 円	2,700 円	2,000 円	1,300 円	1,300 円
4 山梨県県税条例第 169 条第 2 項第 2 号に該当する者				
12,300 円	8,200 円	6,100 円	4,100 円	4,100 円

(別紙 2) 山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第 8 号様式 (第 10 条関係)
(表面)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※省令第65条第7号、第8号又は第9号 の該当者か否かの別	
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

※整理番号	
-------	--

狩猟者登録申請書

山梨県知事 殿

年 月 日

写真

住所	〒				
	電話番号				
ふりがな					
氏名					
生年月日		性別	男・女		

次のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付すこと。なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、「第二種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付すこと。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付すこと。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号及び所持する狩猟免許の種類(□にレ印を付すこと。第二種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)

□網猟免許に係る登録	都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号
□わな猟免許に係る登録	都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号
□第一種銃 猟免許に 係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃(圧縮 ガスを使用する ものを含む。)	都道府県知事名	交付年月日		狩猟免状の番号
□第二種銃 猟免許に 係る登録	4 空気銃(圧縮 ガスを使用する ものを含む。)	所持する免許の種類 □第一種銃猟免許 □第二種銃猟免許			
	都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所(該当の番号に○印を付すこと。)					
1 県の区域全部			2 放鳥獣猟区の区域		
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別(該当の□にレ印を付すこと。)					
☐ 第 7 号(許可捕獲等をした者)に該当 ☐ 第 8 号(許可捕獲等に従事した者)に該当 ☐ 第 9 号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)に該当 ☐ いずれにも該当しない					
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。)					
☐ 対象鳥獣捕獲員である。 ☐ 対象鳥獣捕獲員でない。			対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()		
(5) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無		有・無		停止の期間	
(6) 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)					
第一種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	
	散弾銃				
	空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第二種銃猟免許	空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険の期間	
資産保有					
(8) 職業(職業を具体的に記載し、職業分類の該当の番号に○印を付すこと。)					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス業従事者 13 分類不能の従事者 14 無職					
(9) 個人情報の取扱いについて(同意する又は同意しないのいずれかに○印を付すこと。)					
ア 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等の効率化及び狩猟者の情報の蓄積のため、申請者の同意に基づき、環境省へ提供し、同省の情報システムにより一元的に管理する。					
イ 狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはない。					
個人情報の提供及び管理の同意			同意する・同意しない		
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					

別記様式 (第 2 条第 2 項関係)

第 号

対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 7 項に規定する対象鳥獣捕獲員として指名又は任命した者であり、鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日 発行

市町村長名 印

(注) この証明書は、本証明書が発行された日から、その日の属する年の翌年の 4 月 1 5 日（証明書が発行された日が 1 月 1 日から 4 月 1 5 日までに属するときは、その年の 4 月 1 5 日）までに限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式 16 の 2 (第 65 条第 2 項第 5 号関係)

第 号

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 6 第 1 項に規定する認定鳥獣捕獲等事業において捕獲等に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日 発行

認定鳥獣捕獲等事業者名
代表者氏名

印

認定をした都道府県知事名
認定証の交付年月日
認定証の番号

(注) この証明書は、本証明書が発行された日から 3 か月以内に限り有効とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 1)

都道府県民税の所得割額を納付する
ことを要しない者であることの証明書

狩猟者の登録を受けようとする者	住 所	
	氏 名	

上記の者は、 年度の都道府県民税について下記に該当する者であることを証明します。

年 月 日

市区町村長



証 明 事 項

- 1 所得割額を納付することを要しない者で、かつ、同一生計配偶者（地方税法第23条第1項第7号に規定する者をいう。以下同じ。）又は扶養親族（同項第9号に規定する者をいう。以下同じ。）でない者である。
- 2 所得割額を納付することを要しない者で、かつ、所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族である。
- 3 所得割額を納付することを要しない者で、かつ、所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農業（林業、水産業）に従事している者である。

※ 証明事項欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(様式2の1)

証 明 願

年 月 日

市町村長 殿

住 所

氏 名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

鳥獣の捕獲等許可申請書の提出時期 年 月 日

捕獲等の許可を求めた鳥獣の種類

狩猟者登録のために必要としますので、許可証の記載内容を証明願います。

許可証の番号

許可証の有効期間

鳥獣等の種類及び数量

目的

区域

方法

捕獲等の後の処置

条件

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日発行

市町村長 印

別記

○捕獲内容

[illegible]

(様式2の2)

証 明 願

年 月 日

市町村長 殿

住所

氏名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

従事者証交付申請書の提出時期 年 月 日

捕獲等の許可を求めた鳥獣の種類

狩猟者登録のために必要としますので、従事者証の記載内容を証明願います。

従事者証の番号

従事者証の有効期間

許可証の番号

法人の名称

鳥獣等の種類及び数量

目的

区域

方法

条件

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日発行

市町村長 印

(様式3)

年 月 日

(許可を受けた者)

法人名

代表者氏名

印

従事者証に基づく捕獲等の結果

従事者_____に係る捕獲等の結果は以下のとおりです。

捕獲等した年月日	捕獲等した場所	鳥獣等の種類	捕獲数	処置の概要

(注意事項)

- ※ 山梨県内における、申請日前1年以内の捕獲等の結果を記入してください。
- ※ 前回の狩猟者登録の際に、許可捕獲（従事）者として減税措置を受けた方については、申請前1年以内であって、かつ前回の狩猟者登録に係る申請書を提出した日から、今回の狩猟者登録の申請書を提出する前日までの捕獲等の結果を記入してください。
- ※ この書面は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者（指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合において、許可を受けたとみなされた者を含む）が作成してください。